

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主タービン（7、8）軸受振動記録計の紙送り機構に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
2	2号機	第4給水加熱器（C）水室側安全弁が動作し全閉しないことが認められたため、対応検討	C	
3	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（22-23）アキュムレータ排水弁にシートパス（1滴/10秒）が認められたため、当該配管に閉止栓を取付	C	
4	3号機	非常用ディーゼル発電機（B）駆動用ディーゼル機関過給器（発電機側）入口潤滑油圧力計用フレキシブル配管から油のにじみが認められたため、当該配管を交換	D	
5	3号機	中央操作室復水脱塩装置遠方操作盤に「機器故障」の警報発生が認められたため、点検・修理	D	
6	4号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A、B）制御装置用モータ点検において、ボールベアリングハウジングに許容値外れが認められたため、当該部を修理	D	
7	4号機	監視用TVモニタ（中央操作室設置）の映像名称表示不良（文字が点滅）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
8	4号機	補機冷却海水系ポンプ（A、B、C）出口逆止弁点検において、ライニング部に膨れが認められたため、当該部を修理	D	
9	4号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入装置薬液注入ポンプ出口配管の保温材の一部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器（A）胴管連絡逆止弁点検において、シート面にエロージョン及び弁体ボンネットのガイド部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
11	5号機	定期事業者検査（クラス1機器供用期間中検査）において、検査要領書中の「超音波探傷検査手順」2頁にわたり、要領書改訂番号に誤記が認められたため、対応検討	D	
12	5号機	原子炉格納容器露点温度記録計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
13	5号機	機器搬入口（廃棄物処理建屋2階北西）の扉上部に隙間があることが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	復水再循環流量調整弁（B）グランド部ににじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	5号機	高圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機（22）にVベルトのゆるみが認められたため、当該Vベルトを点検・修理	D	
16	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）流量指示計に指示不良が認められたため、当該流量指示計を点検・修理	D	
17	6号機	放水口モニタのデータ伝送装置に伝送不良が認められたため、当該装置を点検・修理	C	6月19日再審議にてグレード変更 D → C

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで